

太陽光発電事業の実施に係る主な関係法令と担当部局一覧

2026年4月1日現在

分類	関係法令	主な該当行為	手続	県庁所管課・室・係	電話番号	所在	対応する県の条例	備考
立地・土地利用全般	国土利用計画法	一定面積以上の土地取引（売買等） ・市街化区域…2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域…5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域…10,000㎡以上	契約日を含めて2週間以内に届出	地域創生課 土地・水対策室 土地利用・水資源係	027-226-2366	17F北		権限移譲により各市村長あて届出となっているところ （前橋市、高崎市、富岡市、上野村、南牧村、高山村）
	群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	5ha以上の開発行為	事前協議、承認申請	地域創生課 土地・水対策室 土地利用・水資源係	027-226-2366	17F北		必要法令の許認可取得前に事前協議を行う必要があります。
	都市計画法	一定面積（市街化調整区域は全て）以上の開発行為（土地の区画形質の変更）	許可申請	建築課 開発係	027-226-3704	22F北		許可申請は前橋・高崎・中之条・沼田・太田土木事務所。また、前橋・高崎・桐生・伊勢崎・太田・館林・藤岡は各市が処理 ※建築行為がなければ許可不要
	都市緑地法	特別緑地保全地区内の行為	都市計画決定	都市計画課 都市計画係	027-226-3656	22F南	群馬県都市緑地法施行細則	高崎・桐生・伊勢崎・館林・藤岡は各市。 ※R7. 4. 1時点で上記5市以外に特別緑地保全地区指定は無
			許可申請、許可行為の届出	都市計画課 景観形成係	027-226-3652			
	都市公園法	都市公園の占用	許可申請	都市整備課 公園緑地係	027-226-3675	22F南	群馬県立公園条例	許可は土木事務所経由（県立赤城公園、榛名公園、妙義公園内は自然環境課）
	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の土地の形質変更（切土・盛土）及び一時貯留土石の堆積	工事許可申請、工事等の届出	建築課 盛土安全推進室 盛土安全推進係	027-898-3942	22F北		所在地を管轄する土木事務所を経由して許可申請又は届出。 また、中核市（前橋市、高崎市）は各市が処理。 なお、都市計画法第29条第1項又は第2項にある開発許可を受けた場合は、みなし許可になるため本法の許可申請手続は不要。
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外	農用地区域除外申出	農業構造政策課 農地計画係	027-226-3020	19F南		申出受付及び事務手続きは、各市町村農政主管課で行っています。
	農地法	農地の転用	農地転用許可申請	農業構造政策課 農地調整係	027-226-3021	19F南		・前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、甘楽町、上野村、明和町の農地（4ha以下で市町村の区域外にわたらないもの）を転用する場合には、農業委員会の許可になります。 ・4ha超の農地について、知事が転用許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています。
	生産緑地法	生産緑地内の行為	都市計画決定	都市計画課 都市計画係	027-226-3656	22F南		各市町村へ申請
			許可申請	都市計画課 景観形成係	027-226-3652			
	森林法	地域森林計画対象林内（保安林・保安施設地区を除く）の0.5ha以下の転用	・伐採及び伐採後の造林の届出（伐採を開始する日前90日から30日までの間） ・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告（伐採完了日から30日以内）	林政課 政策企画係	027-226-3214	17F南		各市町村へ届出・報告
		地域森林計画対象林内の新たな土地所有	森林の土地の所有者届出（新たに林地の所有者となった日から90日以内）	林政課 政策企画係	027-226-3214	17F南		各市町村へ届出
		地域森林計画対象民有林（保安林・保安施設地区等を除く）において0.5haを超える開発行為	許可（林地開発許可）	森林保全課 森林管理係	027-226-3255	17F南	群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則	所在地を管轄する環境森林事務所・森林事務所を経由して許可申請
	群馬県水源地域保全条例	水源地域内の林地の売買、貸借等	契約30日前までに届出	森林保全課 森林管理係	027-226-3255	17F南		所在地を管轄する環境森林事務所・森林事務所へ届出
	河川法	河川保全区域内行為	許可申請	河川課 河川管理係	027-226-3612	20F北	群馬県河川法施行細則	許可は所在地を管轄する土木事務所
	道路法	・道路管理者以外の者で、道路に関する工事又は維持を行う場合 ・道路管理者以外の者で、継続して道路に工作物等を設置する場合	許可申請	道路管理課 道路管理係	027-226-3595	20F南		許可は道路管理課又は所在地を管轄する土木事務所
	航空法	群馬ヘリポート周辺の障害物（建築物、クレーン等）の設置	事前問合せ・協議	都市計画課 道路交通計画室 交通連携係	027-226-3588	22F南		群馬ヘリポート制限表面の範囲内では一定の高さを超える建築物の建設やクレーンの設置、植物の植栽等は不可
		以下に該当する場合は、航空障害灯の設置が必要 ・高さ60m以上の物件 ・進入表面、転移表面又は水平表面に著しく近接した物件 ・航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの ・制限表面の上に突出する障害物件	届出		03-6691-9309			国土交通省 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課
自然・文化財保護	自然環境保全法	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域内の行為	許可・届出	自然環境課 自然環境係	027-226-2872	15F南	群馬県自然環境保全条例 （県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内の行為）	法に係る許可・届出は所在地を管轄する（国）地方環境事務所。条例に係る許可・届出は所在地を管轄する環境森林事務所・森林事務所
	自然公園法	国立公園・国定公園内の行為	許可・届出	自然環境課 自然公園活性化推進室 企画管理係	027-226-2877	15F南		許可・届出は西部環境森林事務所（国定公園内）及び利根沼田環境森林事務所（みなかみ町、片品村）、それ以外は所在地を管轄する（国）自然保護官事務所
	群馬県立公園条例	県立公園（赤城・榛名・妙義）内の行為	許可申請	自然環境課 自然公園活性化推進室 企画管理係	027-226-2877	15F南		
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内の行為	許可申請	自然環境課 野生動物係	027-226-2874	15F南		許可申請は所在地を管轄する環境森林事務所・森林事務所
	文化財保護法（国指定重要文化財・史跡名勝天然記念物・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区）	国指定等文化財指定地における現状変更等	許可・届出	文化遺産課 文化財活用係	027-226-4684	18F北		申請・許可・届出は市町村教育委員会を経由（安中市は安中市みりよく創出部文化財世界遺産推進課を経由）。標準処理期間は2～3ヶ月。
	文化財保護条例（県指定重要文化財・史跡名勝天然記念物）	県指定文化財指定地における現状変更等	30日前までに許可申請	文化遺産課 文化財活用係	027-226-4684	18F北	群馬県文化財保護条例	申請・許可は市町村教育委員会を経由（安中市は安中市みりよく創出部文化財世界遺産推進課を経由）。標準処理期間は2～3ヶ月。
	文化財保護法（埋蔵文化財等の包蔵地）	周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発	工事着手60日前までに届出	文化遺産課 埋蔵文化財係	027-226-4696			市部は各市の教育委員会あて（安中市は安中市みりよく創出部文化財世界遺産推進課あて）に届出。町村部は各町村教育委員会を経由して県あてに届出
	文化財保護法（埋蔵文化財等の発見）	周知の埋蔵文化財包蔵地以外での遺跡の発見	発見後、現状を変更することなく速やかに届出	文化遺産課 埋蔵文化財係	027-226-4696			市部は各市の教育委員会あて（安中市は安中市みりよく創出部文化財世界遺産推進課あて）に届出。町村部は各町村教育委員会を経由して県あてに届出
	環境影響評価法	一定規模以上の発電設備の設置（第1種事業：出力4万kW以上／第2種事業：出力3万kW以上4万kW未満）	配慮書の作成、方法書の作成、準備書の作成、評価書の作成、報告書の作成・公表及びこれらの手続の流れに沿った調査・予測・評価など ※配慮書の手続は、第2種事業では事業者が任意で実施		03-3501-1742			経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課
	群馬県環境影響評価条例	一定規模以上の太陽電池発電所（建築物に設置するものを除く）の設置又は変更の工事の事業（第1種事業：50ha以上／第2種事業20ha以上50ha未満）	方法書、準備書、評価書、報告書の作成・公表及びこれらの手続の流れに沿った調査・予測・評価など ※第2種事業では、一部の手続を省略	環境政策課 環境政策係	027-226-2821	16F北		専用照会フォームから問合せ https://www.pref.gunma.jp/site/kankyousesu/723954.html
環境・景観保全	土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の形質の変更 一部の土地では、900㎡以上（備考欄の行政庁にお問い合わせください）。	土地の形質の変更に着手する30日前までに届出	環境保全課 放射線・土壌環境係	027-226-2836	16F南		前橋市・高崎市・伊勢崎市・太田市は各市、それ以外は県環境事務所又は環境森林事務所
	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	3,000㎡以上の土砂埋立（土砂を運び入れての埋立）	工事着手30日前までに届出	廃棄物・リサイクル課 不法投棄対策第一係	027-226-2865	16F南		廃棄物・リサイクル課 ※前橋市、高崎市は中核市であるため、藤岡市、板倉町、邑楽町は、それぞれ市町条例が適用されるため、県条例は適用除外
	景観法	大規模な土地の区画形質の変更	工事着手30日前までに届出	都市計画課 景観形成係	027-226-3652	22F南	群馬県景観条例	以下の市町村は県に、それ以外は各市町村景観部局に確認。 ※館林市・沼田市、渋川市、南牧村、上野村、神流町、東吾妻町、吉岡町、榛東村、大泉町、邑楽町、千代田町、明和町
防災面	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為	許可・届出	砂防課 砂防管理係	027-226-3631	20F北	群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則	許可・届出は土木事務所
	砂防法	砂防指定地内での行為	許可・届出	砂防課 砂防管理係	027-226-3631	20F北	群馬県砂防指定地管理条例	許可・届出は土木事務所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域内での行為	許可・届出	砂防課 砂防管理係	027-226-3631	20F北	群馬県地すべり等防止法施行細則	許可・届出は農業事務所・森林事務所・環境森林事務所・土木事務所
建築物関連	消防法	高圧変電設備、蓄電池容量が20kW時を超える蓄電池設備の設置	届出	消防保安課 消防係	027-226-2242	7F南		各消防本部
	建築基準法	建築物の建築等	建築等確認申請	建築課 審査指導係	027-226-3702	22F北	群馬県建築基準法施行条例	申請・確認は土木事務所、前橋・高崎・桐生・伊勢崎・太田・館林は各市が処理、沼田・渋川・藤岡・富岡・安中・みどりのうち小規模なものは各市が処理
工事・作業	騒音規制法	特定建設作業	作業開始7日前までに届出	環境保全課 環境保全係	027-898-2842	16F南	群馬県 の生活環境を保全する条例	各市町村へ届出
	振動規制法							
その他	電気事業法	事業用電気工作物の設置（保安業務） ※10kW以上に限る	基礎情報届出、工事計画届出、使用前自主検査、使用開始届出、電気主任技術者選任届出、保安規程届出など		048-600-0388			関東東北産業保安監督部 電力安全課
	火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1000kW以上の太陽光発電設備を設置すること	事前問合せ	消防保安課 保安係	027-226-2247	7F南		発電規模が1000kW未満のものについては、問合せ不要。

【注】市町村によっては、条例や指導要綱等による手続きが必要なので、必ず設置先の市町村にも確認してください。